

近接工事における諸経費の取り扱い基準

| | |
|--------------------|------|
| 平成 4 年 1 2 月 1 日 | 制 定 |
| 平成 1 4 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 平成 2 7 年 5 月 2 0 日 | 全部改正 |
| 平成 3 0 年 4 月 1 日 | 一部改正 |

1. 総則

(1) 適用

この基準は、廿日市市（廿日市市水道事業及び廿日市市土地開発公社を含む）が発注する工事（以下、「工事」という。）に係る近接工事の諸経費調整の積算に適用する。

(2) 適用年月日

平成 3 0 年 4 月 1 2 日以降に公告又は指名通知する工事に適用する。

2. 諸経費調整の対象となる工事

廿日市市が近接して工事を発注する場合で、先行工事の受注者が入札及び随意契約等により受注した工事、及び同時発注（注1）において同一の受注者となった工事とする。

3. 諸経費調整の対象外工事

- 1) 道路、街路樹維持、浚渫等の年間（単価）契約工事
- 2) 災害復旧工事などの緊急工事
- 3) 広範囲に亘り実施する維持修繕等の工事
- 4) その他、諸経費調整することが著しく不相当又は困難と認められる工事

4. 調整条件及び調整方法

(1) 工種区分が同じ工事（同種工事）

ア) 調整条件

同一現場（同一工事区域）又は工事区域間の距離が直線で 100m 以内、かつ工事期間が重複かつ継続（先行工事が未完了）の場合。

イ) 調整方法

現場管理費及び一般管理費の調整を行う。なお、同一現場などにおいて共通仮設費の共用ができる場合など、調整が相当と認められる場合は調整する。

(2) 工種区分が異なる工事（異種工事）

ア) 調整条件

同一現場（同一工事区域）かつ工事期間の大部分（1 / 2 以上）が重複かつ継続（先行工事が未完了）の場合。

イ) 調整方法

一般管理費のみ調整を行う。なお、積算体系が異なる工事であっても一般管理費率等が同じものは調整する。

5. その他

条件等により疑義等が生じた場合は、関係課が協議の上、定めるものとする。ただし、同種工事に限り、上記調整条件等によらず調整対象とする場合は、特記仕様書に明示する。